

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0713)
処分担当名	同上
処分の名称	未受診者による障害補償費支給の一時差止
概要	障害補償費の支給を受けている者は、指定疾病による障害の程度につき1年ごとに、また障害補償費の支給に関し特に必要があると認めるときは、診査を受けなければなりません。支給を受けている者が、正当な理由がなく診査を受けなかったときは、障害補償費の支給が一時差し止められます。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第28条第7項 公害健康被害補償法等の施行について（昭和49年9月28日環保企第109号） 公害健康被害補償法等の施行について（昭和49年9月28日環保企第110号）
処分基準	第28条 障害補償費の支給を受けている者は、当該指定疾病による障害の程度につき、指定疾病の種類に応じて政令で定める期間ごとに、都道府県知事の診査を受けなければならない。都道府県知事が、障害補償費の支給に関し特に必要があると認めて診査を受けるべき旨を命じたときも、同様とする。 7 障害補償費の支給を受けている者が、正当な理由がなく第1項の診査を受けなかったときは、都道府県知事は、障害補償費の支給を一時差し止めることができる。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371516.html
備考	